

# 平成28年度 第24回庁議要旨

日時：平成29年3月21日（火）

午前9時～午前10時

会場：庁議室

## [審議事項]

### 1 石巻市学生消防団活動認証制度の実施について（総務部）

全国的にも問題となっている消防団員の減少は本市においても例外ではなく、団員減少に歯止めがかからない状況である。

平成25年12月、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行され、消防団の充実強化に向けた当面の重点取り組みについて「学生消防団活動認証制度の推進」が全国に周知されている。

学生等が、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大な貢献をしたとき、本市がその功績を認証し、学生等の就職活動を支援するとともに、本市消防団への学生等の入団促進と地域防災力の充実強化を図る。

#### (1) 主な内容

- ① 対象者
  - ・市内在住で大学、大学院、専修学校若しくは各種学校に通学する大学生等又は大学等を卒業して3年以内の者
  - ・在学中に本市の消防団員として1年以上継続的に消防団活動を行った者
- ② 活動内容
  - ア 消防団基礎訓練
  - イ 消防活動等の消防団活動
  - ウ 火災予防等の啓発活動

※1日の活動時間はおおむね3時間程度。

※配属は居住地の分団として、年報酬及び出勤報酬を支給する。

#### (2) 今後の予定

平成29年3月	石巻市学生消防団活動認証制度実施要綱の策定 (平成29年4月1日施行)
4月～5月	大学・地元企業等への周知
6月～	学生消防団員募集開始
平成30年7月～	活動認証の開始

### 2 被災公共施設再建（廃止）方針の進行状況等について（総務部）

東日本大震災により被災した155の公共施設について、再建、廃止等に関する具体的な考え方や取組内容を施設別に示すため、平成24年8月に「被災公共施設再建（廃止）方針」を策定した。

方針の進行管理を通じ、被災公共施設の早期再建、効率的な施設整備、統廃合等を進める。

(1) 主な内容

① 方針の変更について（3施設）

取組の方向性を変更する必要が生じた以下の施設について、方針の変更を行う。

No.	施設名称	施設分類	担当部局
1	北上水辺センター	観光関連施設	産業部・北上総合支所
2	牡鹿総合支所大原出張所	行政庁舎	生活環境部・牡鹿総合支所
3	大川小学校	学校・幼稚園・給食センター	教育委員会

② 方針の進行状況等について

ア 方針分類の状況

施設ごとの方針を方向性別に「再建」、「廃止」、「検討」の3つに分類、上記1の取扱いを踏まえた施設数は、「再建」が69施設、「廃止」が81施設、「検討」が5施設となり、前年度との比較増減は以下表のとおりとなっている。

分類	平成27年度	平成28年度	増	減	差引増減
再建	68	69	1	0	1
廃止	79	81	2	0	2
検討	8	5	0	3	△3
合計	155	155	3	3	0

※検討中の施設

牡鹿第1保育所、牡鹿第2保育所、荻浜保育所、市民プール、牡鹿体育館

イ 方針の進行状況（平成29年3月31日見込）

方針で示した取組の進行状況を「進行中」、「終了」、「休止中」の3つに分類、上記1の取扱いを踏まえた施設数は、「進行中」が34施設、「終了」が109施設、「休止中」が12施設、前年度との比較増減は以下表のとおりとなっている。

分類	平成27年度	平成28年度	増	減	差引増減
進行中	48	34	0	14	△14
終了	95	109	14	0	14
休止中	12	12	0	0	0
合計	155	155	14	14	0

(2) 今後の予定

・方針の進行状況等について

平成29年度も引き続き進行管理を行い、方向性が検討されている施設については、方向性の決定に向けた調整を実施

### 3 石巻市災害復興住宅供給計画（地区別整備計画等）の改定について（復興事業部）

石巻市防災集団移転団地・復興公営住宅事前登録制度における登録状況及び自立計画届出書の集計結果を踏まえ、平成28年11月に計画戸数を4,500戸から4,700戸に改定したが、地区別整備計画等については、平成28年度中に改定することになっていた。

被災された方々の早期の住宅再建を図るため、地区別整備計画等を改定し整備に着手するもの。

#### (1) 主な内容

- ① 市全体の計画戸数を4,500戸から4,700戸に改定したことに伴い、地区別整備計画を下記のとおり改定する。

(市街地部)

	蛇田	釜大街道	中心	門脇	湊	渡波	河南河北	合計
改定前	1,180戸	760戸	650戸	150戸	430戸	580戸	100戸	3,850戸
改定後	1,230戸	920戸	640戸	150戸	430戸	630戸	100戸	4,100戸
増減	50戸	160戸	△10戸	—	—	50戸	—	250戸

(半島沿岸部)

	石巻半島	河北	北上	雄勝	牡鹿	合計
変更前	50戸	250戸	70戸	100戸	180戸	650戸
変更後	40戸	240戸	70戸	100戸	150戸	600戸
増減	△10戸	△10戸	—	—	△30戸	△50戸

- ② 住戸確保における柔軟な対応及び入居希望者の選択肢の多様化を目的に1Kを追加する。

		1～2人世帯	2～3人	4人以上
変更前	型別	1DK/1LDK/2DK	2LDK/3DK	3LDK/4LDK
	規模	約45～55㎡	約56～65㎡	約66～80㎡
変更後	型別	1K/1DK/1LDK/2DK	変更なし	変更なし
	規模	約25～55㎡	変更なし	変更なし

- ③ 型別供給割合について、事前登録における世帯人数を反映させ、改定する。

		1～2人世帯	2～3人	4人以上
変更前	型別	1DK/1LDK/2DK	2LDK/3DK	3LDK/4LDK
	供給割合	40%	43%	17%
変更後	型別	1K/1DK/1LDK/2DK	2LDK/3DK	3LDK/4LDK
	供給割合	43%	45%	12%

#### (2) 今後の予定

平成30年度 復興公営住宅の整備完了

#### 4 障害の有無にかかわらず共に安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進について（福祉部）

障害の有無にかかわらず誰もが基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの障害者基本法の理念に沿って、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）や、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正法等が施行され、障害の有無にかかわらず共に安心して暮らせるまち（共生社会）づくりを推進する気運が高まっている。

障害者基本法の趣旨に沿った責務を明記し、必要な施策を総合的かつ計画的に進め、全ての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、共に安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するもの。

##### (1) 主な内容

###### ① 基本目標

- ア 共に支え合う市民意識の醸成
- イ 暮らしやすい福祉的支援体制の構築
- ウ 社会、経済、文化等の活動に参加できる環境づくり
- エ 地域社会で共生できる環境づくり
- オ 前各号に掲げるもののほか、障害の有無にかかわらず共に安心して暮らせるまちづくり

###### ② 主な取組内容

- ア 障害の有無にかかわらず共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例（別紙）の制定による取組
  - (ア) 障害への理解を深め、相互に連携し、差別や偏見のない社会の実現に向け、市及び事業者並びに市民の責務を規定
  - (イ) 何人も、差別、虐待その他の個人の尊厳を損なう行為を禁止
  - (ウ) 障害を理由とする不当な差別や合理的配慮をしないことによる障害者からの相談、苦情等に対する対応として、障害福祉推進委員会による助言又はあっせん等
  - (エ) (ウ)によっても解決しない事案に対し、当該事案に係る相手方に対する改善勧告
- イ 障害への理解の促進や手話を言語として普及するための研修機会の提供  
「共生社会の実現に向けて」や「ワンポイント手話」等の講座の開催
- ウ 障害者、家族等の自発的活動を支援するボランティア団体の養成  
手話奉仕員登録された方々を中心としたボランティア団体の設立支援等

###### ③ 施策の推進体制

- ア 障害福祉推進委員会の設置  
現行の役割に加え、差別解消支援地域協議会としての役割を担う（要綱は廃止し、条例に追加する）。
- イ 障害者相談支援体制の再構築

##### (2) 今後の予定

- |           |   |
|-----------|---|
| 平成29年6月   | 平成29年市議会第2回定例会へ条例の提案、条例の公布<br>(施行予定日：平成30年4月1日) |
| 8月～       | 市報、ホームページ等で周知<br>障害への理解を促進するための出前講座の開催等         |
| 平成30年4月1日 | 石巻市障害福祉推進委員会設置要綱の廃止                             |

## [報告事項]

### 1 日本下水道事業団との災害支援協定締結について（建設部）

平成27年に下水道法が改正され、下水道管理者は下水道施設の維持又は修繕に関する工事を適確に行う能力を有する者と、災害時における維持・修繕に関する協定を締結することができることとされた。

災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共水域の水質の悪化を防止することを目的に災害時支援協定の締結を行う。

#### (1) 主な内容

##### 【災害支援の内容】

- ① 災害の状況を確認するために行う現地調査
- ② 災害報告に必要な資料の作成
- ③ 緊急措置（暫定的にその機能を確保のために行う簡易消毒、仮設ポンプの設置等）その他の維持又は修繕に関する工事
- ④ 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成及び災害査定への立会
- ⑤ その他上記に関わる災害支援に附帯する支援

#### (2) 今後の予定

平成29年3月17日 協定締結式

## [その他]

- ・平成29年度職員確保の状況について総務部人事課長より説明
- ・3010運動について生活環境部長より説明
- ・きたかみ手づくり市について北上総合支所長より説明

以 上